

第2次笠間市健康づくり計画（後期）策定支援業務

仕様書

令和7年7月

笠間市 健康医療政策課

業務仕様書

1. 総則

本仕様書は「第2次笠間市健康づくり計画（後期）策定支援業務」（以下「本業務」という。）の適正を期すため、受注者が順守すべき基本事項及び本業務に適用する必要事項を示すものである。

2. 業務の名称

第2次笠間市健康づくり計画（後期）策定支援業務

3. 計画策定の趣旨

本業務は、第2次笠間市健康づくり計画の前期計画期間が令和8年度をもって終了することから、前期計画の中間評価・見直し、および令和9年度から令和13年度の後期計画について、「健康増進計画」、「食育推進計画」、「歯科保健計画」を一体的に策定することにより、健康づくりの総合的な計画として、市全体で健康づくりにつながる仕組みや社会環境を整え、市民の健康づくりの指針となることをめざして策定する。

また、法や制度並びに国・県の方針等を踏まえるとともに、本市の上位計画となる笠間市第2次総合計画に即し、関係する市個別計画と整合性を図りながら策定する。

4. 業務目的

本業務は、第2次笠間市健康づくり計画（後期）策定支援業務について、豊富な経験と高い専門性を有する事業者へ委託し、より高度な分析と提案のもと、円滑に実施することを目的とする。

5. 履行期間

契約締結翌日から令和9年（2027年）3月5日まで

6. 支払方法

年度別の支払いとする。発注者は、各年度において、8に記載の検査に合格した後に支払うものとする。

7. 業務内容

本業務では、下記の各項目に掲げる業務を遂行し、第2次笠間市健康づくり計画（後期）を策定する。

（1）総合調査業務（令和7年度）

①現状把握及び分析

健康課題や食、歯に関する課題を検討するにあたり、本市の保健データや後述のアンケート調査結果を用いながら、時系列分析を行う。また、国・県の政策動向など健康づくり、食及び歯に関する環境変化について整理・分析する。

主な分析項目案は以下のとおり。その他項目は受注者と協議のうえ決定する。

- ア 地域の基本特性（人口動態等）の整理分析
- イ 疾病構造等の健康水準・現状特性の把握分析
- ウ 本県計画の内容把握、本市計画に対する反映の検討
- エ 健康生活や食生活環境、歯をめぐる住民各層の現状の分析
- オ 健康づくりに係る他分野の施策状況の分析・検証等、市の上位計画及び関連計画の動向把握と整合性の検討

②住民意識調査

健康づくり計画策定に係るニーズ等把握のため、住民に対し、アンケート調査を実施する。調査に際し、調査票の検討・作成を行うとともに、集計・分析を行う。郵送による調査方法については、郵送料は受注者が負担する。

集計にあたっては、単純・クロス集計を行うとともに、グラフ等の作成も実施する。

(ア) 調査対象

調査内容	対象者	調査数
I 一般市民調査	○対象者 市内在住の20歳以上の男女	2,000人
II 幼児・児童保護者調査	○対象者 ①未就学施設：3歳児（保護者）（16施設程度） ②市内小学校・義務教育学校：2年生（保護者）（11校）	900人
III 児童・生徒本人調査	○対象者 ①市内小学校・義務教育学校：5年生（11校） ②市内中学校・義務教育学校：2年生・8年生（6校） ③市内高校：1・2年生（3校）	1,600人

※1 一般市民調査は、紙で配布し紙及びwebで回収。幼児・児童保護者調査及び児童生徒本人調査は、原則として学校アプリ等を活用しPDFファイルで配布、webで回収

※2 前回（すべて紙で配布・回収）の有効回収率は次のとおり。

- I 一般市民調査・・・46.7%
- II 幼児・児童保護者調査・・・93.6%
- III 児童・生徒本人調査・・・93.9%

(イ) 業務分担

<アンケート調査実施に係る作業分担>

発注者	受注者
実施方針の確定	調査票案の作成と補修正
調査票案の検討と確定	料金受取人払承認請求手続き
対象者の抽出及び宛名ラベル作成	調査票、発送・回収用封筒の印刷（一般市民）
回収アンケートの開封・管理	封入・封緘及び宛名ラベル貼付作業
アンケート結果報告書案の検討	webアンケートの作成
調査結果報告書原案の検討及び修正指示	アンケート配布費、回収費負担

調査結果報告書の確定	回収アンケートの入力 自由記述回答部分の整理 単純集計・クロス集計の実施、分析 調査結果の分析 アンケート結果報告書案の作成 調査結果報告書の作成と補修正 調査結果報告書の提出、結果報告
------------	---

(2) 計画策定業務（令和8年度）

計画の検証

第2次笠間市健康づくり計画前期計画の中間検証を行う。検証にあたっては、計画に定める取組の実績を踏まえながら、その進捗状況を整理するとともに、「(1) 総合調査業務（令和7年度）」の結果等をもって、課題をとりまとめ、今後の取り組むべき事項を検討する。

①基本理念・施策の体系・数値目標等の将来推計と設計

現健康づくり計画の評価を基に、健康水準・健康課題、各調査結果を踏まえ、基本理念、施策の体系、重点目標等を明確にするとともに、目標年度における各施策・事業の目標数値を設定する。

②計画骨子案・素案・計画案の作成

課題を踏まえた計画の推進方向、数値目標等を記載した計画案を作成し、内容の協議を行う。

③パブリックコメント支援

パブリックコメント手続きの実施方法やとりまとめに関する助言を行い、提出された意見の集約・整理・計画案への反映を行う。

④計画書及び概要版の作成

計画書及び概要版の企画・編集・校正・修正等を行い、編集にあたっては、市民にわかりやすいデザイン・構成に配慮する。

(3) その他

①計画策定委員会等の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会等※（3回開催予定）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに協議事項に関する助言等の支援を行う。なお、会議への出席は不要とし、議事録は発注者側で行う。

※一連の「策定委員会」「策定委員会幹事会」「策定委員会専門部会」「健康づくり推進協議会」を指す。

②法令や制度等の動向に関する情報提供

保健分野に関連する法令改正、制度変更はめまぐるしく変動しており、法令や制度の動向を常に把握し、計画への記載事項等を検討していく必要がある。

本業務の期間内において、法改正や制度変更の情報を取りまとめ、随時、情報を提供すること。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法令・制度概要等」をわかりやすくまとめ、本市が把握しておくべき分野を網羅すること。

③打合せ協議

本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者（総括責任者）と発注者は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容については、適宜相互に確認することとする。

なお、WEB会議による実施を可とする。

8 成果品の検査及び帰属

本業務は、発注者の検査を受け、合格したときをもって完了とするが、完成後においても成果品に誤りが発見された場合は、発注者の指示により、受注者の責任において速やかに成果品の修正及び補足等をするものとする。

本業務に係る計画等の成果品は発注者に帰属し、発注者の許可なく公表、貸与、使用してはならないものとする。

(1) 成果品内容

《総合調査業務 令和7年度》

- ①アンケート調査実施に係る調査票・配布回収用封筒一式（PDF形式及びワード形式）
- ②アンケート調査報告書（ワード・エクセル形式）
- ③基礎調査報告書（ワード・エクセル形式）
- ④打合せ記録簿（ワード・エクセル形式）

《計画策定業務 令和8年度》

- ①計画書（骨子案、素案、原案）（ワード・エクセル形式）
- ②計画書（最終稿）（PDF形式及びワード形式）
 - ・全頁4色、A4サイズ、100頁程度（表紙のみデザイン編集あり）
- ③概要版（最終稿）（PDF形式及びワード形式）
 - ・全頁4色、A4サイズ、10頁程度（全頁デザイン編集あり）
- ④打合せ記録簿（ワード・エクセル形式）

(2) 成果品の納品方法及び納品部数

上記成果品の納品方法は下記のとおりとする。

電子媒体：CD-ROMに指定のファイル形式で保存して納品とする。

納品部数：本編と概要版 各1部

9 その他

- (1) 受注者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。
- (2) 本業務は、原則として受注者自らが実施し、第三者に委託することはできない。
- (3) 受注者は業務を円滑に遂行するために、逐次担当部局と連絡調整を行わなければならない。
- (4) 受注者は、成果品に第三者が権利を保有する文章等を使用する場合には、受注者の負担により発注者と受注者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 受注者は、著作権等の法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている文章、素材、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (6) 受注者は、成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、本市に帰すべき理由による場合を除き、受注者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、本市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (7) 本業務で得られた成果品の著作権は、ホームページへの掲載を含め、本市に帰属する。
- (8) この他、この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議する。

10 問い合わせ先

笠間市 保健福祉部 健康医療政策課 企画調整G 浦井・渡部

TEL 0296-77-9145

Eメール kenko@city.kasama.lg.jp